

## 消費者委員会の機能強化等に関する意見交換会

2010.7.23

日本司法書士会連合会

## 1. 消費者委員会の役割・機能について

ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する調査審議，建議の強化

単に関係省庁担当者の説明を聴き，その後，意見書を当該省庁宛に提出するのみならず，消費者等からの被害実態を積極的に吸い上げ，新たな消費者問題への対応の要請等，それらを踏まえた消費者の声を各省庁に届けてほしい。

イ 関係省庁に対する建議の強化

昨今の未公開株問題等については，経産省・消費者庁の後退的解釈変更が極めて問題であると考えている。このような点については，繰り返し，消費者委員会における議論が反映されるよう積極的に働きかけるべきではないか。

ウ 行政処分を行うべき勧告

建議に留まらず，被害の情報収集手段の充実を図り，問題のある事業者に対しては，行政処分を速やかに行うよう各省庁に勧告すべきではないか。

## 2. 消費者委員会の運営状況について

ア 与えられたタスクをこなすことで手一杯という印象がある。

イ 消費者委員会自体が「どのような役割を担うのか」について，対外的には必ずしも明確ではない。

ウ 様々な近年のトラブルを委員会で取り上げて，専門の部会を立ち上げ，地方消費者行政の充実等についても尽力されている点は評価できる。

エ 1. ウに関連するが，外部からは，意見（建議）を関係省庁に提出するだけのようにも見える。

## 3. 問題点と対処方法について

ア 広範な問題に対処するためには、役職員の勤務体制強化（常勤化の問題）に加え，マンパワーの不足を解消する必要があり、そのためには今年度の予算では不足していると考えるので、予算の増額が要求すること。

イ 国民生活センターの情報（p i o-net）を活用するなど、独自の情報収集手段を確立すること。

ウ 建議提出後一定期間経過後に各省庁が、どのような対応を行ったのかについて  
検証する機能を確立すること。

#### 4．委員の常勤化について

上記のとおり、消費者委員会の役割・機能充実のためには常勤化も妥当であると  
考える。

#### 5．その他

ア 適格消費者団体に対する支援の在り方については、適格消費者団体が資金難を  
理由に差止請求を困難にしているという事情を踏まえた対応をお願いしたい。

イ 個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項につき調査審議、建議、個人  
情報保護に関する基本方針につき意見を述べることにつき、近年においても、資  
格商法、金融商品関係において“カモリスト”利用が疑われるケースが散見され  
るため、このようなリスト利用による販売方法自体の問題性につき検討をお願い  
したい。

ウ 7月9日の委員会で取り上げられている決済代行業者問題、架空請求問題等は  
深刻な被害をもたらしているため、積極的な建議等をお願いしたい。

エ 過剰与信規制問題について、貸金業法関係の信用情報と割賦販売法関係の信用  
情報の一体化についても検討をお願いしたい。